

市街化調整区域における地区計画提案について（周知）

市街化調整区域における地区計画については、平成20年4月より「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」（以下、『ガイドライン』という。）を策定し、運用をしておりますが、平成26年8月1日付で、ガイドラインの改訂を行いました。今後、地区計画の相談等にあたっては、改訂版ガイドラインを参照くださいますよう、お願いいたします。

また、これまで運用を行っている中で、地区計画提案制度の趣旨・目的を十分にご理解いただけていない場合も多く見受けられることから、提案の際には、以下の点に特に留意くださいますよう、併せて周知します。

○ 「市街化を抑制すべき区域」という市街化調整区域の基本理念は、地区計画の策定によってその性格が変わるものではないこと。

○ 提案の受付は、いたずらに市街地を拡大しないよう、必要性、周辺施設の整備状況、自然環境・景観や農林業との調和等の観点から総合的に検討を加え、**妥当と認める場合に限る**こと。（ガイドラインにおける対象区域の類型・基準を満たしているだけでは受付できません。）

○ 必要となる基盤施設が策定地区内やその周辺に配置された又は配置されることが確実であり、かつ地区計画の策定にあたり、**新たな行政投資を行う必要がない**こと。

○ 区域の設定は、地形、地物により定めることとし、**整形なものにすること**。（区域が不整形である場合には受付できません。）

○ 提案内容が当ガイドラインだけでなく、関係法令等、国・府・市が定めた基準等を満たしていること。特に、地区計画の都市計画決定後に開発行為が行われることから、**後の開発行為協議時の内容も踏まえた審査**を行います。（地区計画の地区整備計画の地区施設の配置を後の開発行為で変更できないため。）

○ 関係各課との協議により、**各種検討による図面作成・計算等、相当の作業量が発生し、かつ結果的に、市として都市計画の必要がないと判断する場合もある**ことを十分に理解しておくこと。

【お問い合わせ】

交野市役所 都市計画課

（交野市役所別館2階）

TEL 072-892-0121（代表）

FAX 072-893-2636

E-MAIL tosi@city.katano.osaka.jp